

# 転出届

※転出する方に一人でも住基カードまたはマイナンバーカードをお持ちの方がいる場合はこの届書に記入してください。

宮城県亶理郡山元町長 殿

届出日

年

月

日

異動年月日	年 月 日			
新住所	都・道	市・区	新世帯主	
	府・県	郡		
旧住所	宮城県亶理郡山元町 字 番地			旧世帯主
転出者の氏名	生年月日	性別	続柄	マイナンバーカード・住基カードの有無
フリガナ		男・女		有 ・ 無
フリガナ		男・女		有 ・ 無
フリガナ		男・女		有 ・ 無
フリガナ		男・女		有 ・ 無
フリガナ		男・女		有 ・ 無
フリガナ		男・女		有 ・ 無

届出人資格	1. 本人 2. 世帯主（新・旧） 3. 代理人（転出者からみた関係 )	
届出人氏名	Ⓜ	
届出人住所		
連絡先	( )	※必ず平日の日中連絡可能な番号をお願いします。

- ※ 国民健康保険証やそのほか町から交付を受けていたものがある時は、お問い合わせのうえ、返却してください。
- ※ 本人確認をするため、本届書には運転免許証、パスポートなどのコピーを必ず添付してください。
- ※ 請求者資格3. 代理人を選択した方は必ず異動する本人の委任状を添付してください。
- ※ 転入届をするときは、必ず住基カードまたはマイナンバーカードを持参してください。暗証番号の入力も必要です。

## 転出・転入手続きの特例について

### (住基カード・マイナンバーカードをお持ちの方)

従来、役場窓口にお越しいただき転出届を提出、または郵便で転出届を提出していただいたのち、「転出証明書」をお渡ししておりましたが、転出する方のうち、どなたか一人でも住基カードまたはマイナンバーカード（※以下マイナンバーカードと記載）をお持ちの場合、次の手続きを行うとマイナンバーカードが「転出証明書」の代わりになり、新住所地でもマイナンバーカードがそのまま利用できるようになりました。

※電子証明書はこれまでどおり転出により失効しますのでご注意願います。

#### ●郵送で転出する場合

※メールや電話連絡での申請は受付できませんのでご注意願います。

①次の様式に記入し、転出届と身分証明書等（運転免許証など）の写しを役場町民生活課まで郵送してください。

#### 【あて先】

〒989-2292 宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山32番地  
山元町役場町民生活課窓口班 あて

②申請書が到着後、窓口での転出処理が終了した旨を電話連絡いたします。

③お持ちのマイナンバーカードが転出証明書の代わりになります。

※引越しの際に以下の手続きが必要になる場合もありますので、該当される方は事前に各担当課へお問い合わせください。

国民健康保険証をお持ちの方	町民生活課 電話0223-37-1112
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	保健福祉課 電話0223-37-1113
介護保険被保険者証をお持ちの方	保健福祉課 電話0223-37-1113
小・中学校のお子さまがいる場合	教育総務課 電話0223-37-5115
医療費助成・児童手当を受けている場合	子育て定住推進課 電話0223-36-9835

#### ●転入する場合

転出した日から14日以内に転入地の市町村窓口で転入届を行ってください。

転入届をする場合は必ずマイナンバーカードを持参してください。マイナンバーカードの暗証番号も必要となります。

※届出期間を過ぎるとマイナンバーカードを利用しての転入届やカード継続利用ができませんのでご注意願います。

問い合わせ

町民生活課窓口班 電話37-1112